

議第36号

**滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する等の
条例案**

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する
等の条例

(滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成14年滋賀
県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表区画14の項から区画20の項までを削る。

(滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の廃止)

第2条 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例は、廃止する。

付 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行
する。